

提案・要望書

平成28年11月

島根県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

国におかれては、これまで地方の問題とされていた「人口減少問題」に、国として対応して行こうとされ、地方創生のための交付金など関連の財政支援措置などに取り組まれております。

島根県におきましては、これを好機と捉え、昨年10月に策定した「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」に基づき、「子育てしやすく 活力ある 地方の先進県 しまね」を目指して、若者の雇用の場の創出や結婚・出産・子育て支援、中山間地域・離島振興対策などに、県民の総力を結集し、全力で取り組んでおります。

つきましては、平成29年度の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成28年11月

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県議会議長 糸原 徳康

島根県 提案・要望事項(内閣官房関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。
- (2) 竹島に関する研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。
- (3) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (6) 国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

II 地方創生・人口減少対策の推進

1 地方分散政策の推進

人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業、政府関係機関などの分散を進める政策をさらに強力に、かつ、粘り強く推進すること。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

(1) 平成28年度予算に計上された地方創生推進交付金については、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

(2) 平成28年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

(3) 特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域において、地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債の必要額の確保を図ること。

また、産業振興や雇用の創出などにつながるソフト事業に係る過疎対策事業債については、地域のニーズに応じて発行限度額の更なる弾力的な運用を図ること。

3 地域の実情に応じた地域連携支援策の推進

(1) 「連携中枢都市圏」制度において、全国一律の人口規模等の基準ではなく、地域の実情に応じ産業・生活拠点機能の向上に取り組む複数の地方都市等を一括して指定すること。

(2) 離島や中山間地域などで、実際に産業振興や医療・介護サービス提供等を推進していくためには、相対的に行政の果たす役割が大きく、その役割を担っている小規模自治体の財政基盤充実は重要であることから、地域の実情に応じた幅広い支援を行うこと。

(3) 「小さな拠点づくり」については、離島・中山間地域など条件不利地域の実情を踏まえ、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組むことができるよう、十分な予算額の確保を図ること。

Ⅲ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に係る対策等

- 1 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく施策について、必要な予算を長期にわたり安定的に確保し、国の責任において万全の対策を講じること。
- 2 TPP合意に伴う農林水産業をはじめとした各産業分野の将来に対する関係者の不安を払拭するため、引き続き影響や関連対策等に関する国の考え方を丁寧に説明すること。

Ⅳ 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。
- (2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所2号機の安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。
また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。
- (3) 原子力規制委員会は、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うとともに、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。
また、放射性廃棄物の取扱基準等の確立について早急に方針を示すこと。
- (4) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分について、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組みを加速させること。
さらに、国が前面に立って、使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等に取り組むこと。

- (5) 原子力発電所の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

2 原子力防災対策

- (1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。
- ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
 - ② 避難行動要支援者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保と、それに必要な自衛隊などの実動組織とバス事業者など民間事業者との協力体制の確立
 - ③ 避難退域時検査（スクリーニング）及び避難所や救護所等で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
 - ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
 - ⑤ 要支援者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
 - ⑥ 原子力災害拠点病院等に対する財政支援制度の創設
 - ⑦ 安定ヨウ素剤の予防服用体制充実に当たっての副作用・誤飲に関する補償制度の創設

- (2) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要支援者の避難が迅速かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。
- ① 地理的に即時避難が容易でない要支援者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保
 - ② 消防団員等防災業務関係者の活動に必要な資機材及び備蓄品の整備
 - ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
 - ④ モニタリングや避難退域時検査（スクリーニング）で必要となる資機材の配置
 - ⑤ 住民等の安全かつ円滑な避難を確保するための交通安全施設の整備
- (3) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策、食料備蓄などによる機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な通信環境及び資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (4) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

V ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬での措置を拡充するとともに、介護報酬において措置すること。
- (2) 医療・介護情報連携ネットワークを全国規模で展開できるシステム環境を早期に整備するため、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムの規格や規程等について統一の基準を早急に示すこと。

VI 東京オリンピックの成功に向けた全国的な取組みの推進

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて日本全体で取り組むために、全国の社会基盤整備や選手の育成強化、日本各地への外国人観光客の誘致に配慮すること。

VII 有人国境離島地域への支援

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、離島航路・航空路の運賃等の引き下げや生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減、雇用機会の拡充や産業の振興など、地域社会の維持を図るための特別の支援措置を講じるとともに、国において十分な財政措置を行うこと。

特に、離島航路は、有人国境離島にとって本土における国道や鉄道と同様、重要な交通手段であり、運賃等を本土の交通路線並みに引き下げることなど、新たな財政措置を速やかに講じること。

VIII 北朝鮮の核実験や弾道ミサイル発射などの不法な行為への対応

島根県は、日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係にあり、北朝鮮の不法な行為は大きな脅威となっているため、国として、北朝鮮の核実験や弾道ミサイル発射などに対して厳重な抗議を行うこと。

また、国連やG7などの場を通じて、北朝鮮が不法な行為を行わないよう、国際社会に強く訴えること。

島根県 提案・要望事項(内閣府関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。
- (2) 竹島に関する研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。
- (3) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (6) 国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

II 地方創生・人口減少対策の推進

平成28年度予算に計上された地方創生推進交付金については、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

Ⅲ 地方分権改革の推進

地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

Ⅳ 道州制への対応

道州制の議論に対しては、様々な懸念や意見が出されている。

特に、道州制は、国から地方へ事務と財源を再配分することが必要になるが、現在は国・地方を通じた巨額の財政赤字が続く状況にあることから、まずは財政の健全化を進め、その見通しが立つ段階で検討を進めることが適切である。

国においては、これらの懸念や意見を踏まえ、慎重に対応すること。

Ⅴ 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

(1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。

(2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所 2 号機の安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。

また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

(3) 原子力規制委員会は、島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画について、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うとともに、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

また、放射性廃棄物の取扱基準等の確立について早急に方針を示すこと。

(4) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分について、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組みを加速させること。

さらに、国が前面に立って、使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等に取り組むこと。

(5) 原子力発電所の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

2 原子力防災対策

(1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。

- ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
- ② 避難行動要支援者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保と、それに必要な自衛隊などの実動組織とバス事業者など民間事業者との協力体制の確立
- ③ 避難退域時検査（スクリーニング）及び避難所や救護所等で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
- ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- ⑤ 要支援者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
- ⑥ 原子力災害拠点病院等に対する財政支援制度の創設
- ⑦ 安定ヨウ素剤の予防服用体制充実に当たっての副作用・誤飲に関する補償制度の創設

(2) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要支援者の避難が迅速かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。

- ① 地理的に即時避難が容易でない要支援者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保
- ② 消防団員等防災業務関係者の活動に必要な資機材及び備蓄品の整備
- ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
- ④ モニタリングや避難退域時検査（スクリーニング）で必要となる資機材の配置
- ⑤ 住民等の安全かつ円滑な避難を確保するための交通安全施設の整備

(3) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策、食料備蓄などによる機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な通信環境及び資機材整備などについて財政支援を行うこと。

(4) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

VI 防災対策の強化

1 東日本大震災や平成28年熊本地震等の教訓を踏まえ、国が責任を持って、物資の備蓄、輸送などの国と地方の役割分担を明確化し、応援体制を構築すること。

特に、広域大規模災害については、国において備蓄体制を構築すること。

2 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。

3 国土強靱化を着実に推進するため、緊急防災・減災事業の平成29年度以降の恒久化、対象事業の拡大など、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。

VII 少子化対策・子育て支援の充実

1 子ども・子育て支援新制度における施策の充実

- (1) 消費税の引き上げ延期にかかわらず、子ども・子育て支援新制度が安定的に実施され、また、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の「量の拡充」と「質の改善」が確実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。
- (2) 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育料のような基本的な制度については、国において軽減に向けた制度の拡充を図ること。
- (3) 待機児童が発生している要因の一つである保育士不足を解消するため、保育士に係る給与の抜本的改善、配置基準の見直し、人材確保支援の充実を行うこと。
また、事務職員、栄養士の配置を促進するための財源措置の充実を図ること。
- (4) 放課後児童クラブにおいて従事する放課後児童支援員について、新たに認定資格研修の受講が義務付けられたが、人材の確保が困難な地域における放課後児童クラブの運営に支障が生じないように、従事経験年数などの受講要件の弾力化や経過措置期間の延長を図ること。

2 未婚・晩婚化対策の推進

未婚・晩婚化対策を推進するため、地域の実情にあった効果的な取り組みが行えるように、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。

3 仕事と子育ての両立支援

出産や育児による離職を減らし、出産後も仕事を続けることができるよう、経営の厳しい小規模事業者等が行う従業員の円滑な育児休業の取得や職場復帰の促進の取り組みへの支援について、助成金の支給要件の緩和等さらなる支援を充実すること。

4 女性活躍の推進

女性が能力を発揮し、働き続けやすい職場環境を整備することにより、女性活躍推進を加速させるため、地域女性活躍推進交付金の十分な予算を確保すること。

島根県 提案・要望事項(総務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 平成29年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや、地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引き上げや歳出特別枠の維持により、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 地方法人課税の見直しにあたっては、引き続き地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないように適切に配慮すること。
- (3) 地方間で格差が生じないように、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人税の交付税原資化にあたっては、偏在是正により生じる財源を活用して地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、地方交付税の算定については財政力の弱い団体に配慮した方法とすること。
- (4) 臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (5) 消費税の引上げに伴い拡充される地方消費税については、引き続き、地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。
- (6) 消費税率の10%への引上げの際の軽減税率導入にあたっては、減収分を代替税財源等により確実に措置するなど、地方の社会保障財源に影響を与えないようにすること。

- (7) 国土強靱化を着実に推進するため、緊急防災・減災事業の平成29年度以降の恒久化、対象事業の拡大など、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
- (8) 道路や河川等の公共土木施設や農林水産関連基盤施設などの長寿命化に向け、点検・修繕・更新を適切かつ確実に進めるため、引き続き、これらの地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。
- (9) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。

2 地方分権改革の推進

地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

II 地方創生・人口減少対策の推進

1 地方分散政策の推進

人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業、政府関係機関などの分散を進める政策をさらに強力に、かつ、粘り強く推進すること。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

- (1) 平成28年度予算に計上された地方創生推進交付金については、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

- (2) 平成28年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

3 地域の実情に応じた地域連携支援策の推進

- (1) 「連携中枢都市圏」制度において、全国一律の人口規模等の基準ではなく、地域の実情に応じ産業・生活拠点機能の向上に取り組む複数の地方都市等を一括して指定すること。
- (2) 離島や中山間地域などで、実際に産業振興や医療・介護サービス提供等を推進していくためには、相対的に行政の果たす役割が大きく、その役割を担っている小規模自治体の財政基盤充実は重要であることから、地域の実情に応じた幅広い支援を行うこと。
- (3) 「小さな拠点づくり」については、離島・中山間地域など条件不利地域の実情を踏まえ、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組むことができるよう、十分な予算額の確保を図ること。

4 UIターンの推進に向けた支援の拡充

- (1) 地方への移住を進める上で重要な受入側の県・市町村が、相談から移住後のフォローアップまで責任を持って対応できる体制の整備について、引き続き必要な予算の確保を行うこと。
- (2) 人口減少や高齢化により、管理されずに放置される空き家の増加が顕著となっているため、UIターンなどの地域活性化につながる空き家の利活用に対して支援を行うこと。
- (3) 子育て支援や子どもの健やかな成長に資するほか、地域の絆を強める効用等が期待できる「多世代同居・近居」を促進するため、地方独自の取組みに対して支援を行うこと。

Ⅲ 離島・過疎地域への支援

1 有人国境離島地域への支援

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、離島航路・航空路の運賃等の引き下げや生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減、雇用機会の拡充や産業の振興など、地域社会の維持を図るための特別の支援措置を講じるとともに、国において十分な財政措置を行うこと。

特に、離島航路は、有人国境離島にとって本土における国道や鉄道と同様、重要な交通手段であり、運賃等を本土の交通路線並みに引き下げることなど、新たな財政措置を速やかに講じること。

2 過疎対策事業債の拡充

特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域において、地方創生のための施策を十分に展開できるよう過疎対策事業債の必要額の確保を図ること。

なお、簡易水道事業の上水道事業への統合後においても、旧簡易水道区域における施設整備については、過疎地域の実情を踏まえ、統合前と同様に過疎対策事業債の対象事業とすること。

また、産業振興や雇用の創出などにつながるソフト事業に係る過疎対策事業債については、地域のニーズに応じて発行限度額の更なる弾力的な運用を図ること。

3 過疎地における公立・公的病院に対する財政支援の充実

地域包括ケアシステムの担い手として、その業務範囲が拡大する過疎地の公立・公的病院について、医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、財源支援措置の充実を図ること。

IV 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるにあたっては、今後の医療費の増嵩に耐えうる持続可能な制度とするとともに、特に財政基盤の弱い団体に対しては重点的な財政支援の措置を講じること。

また、全国で2,000億円規模とされている財政安定化基金について、大幅な給付費増等に対応するため、更なる規模の拡大を行うこと。

V ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬での措置を拡充するとともに、介護報酬において措置すること。
- (2) 医療・介護情報連携ネットワークを全国規模で展開できるシステム環境を早期に整備するため、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムの規格や規程等について統一の基準を早急に示すこと。

島根県 提案・要望事項(外務省関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。
- (2) 竹島に関する研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。
- (3) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (6) 国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

II 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達等

(1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域の実態調査を早期に実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにするとともに、被害の解消に向けた具体的な取組みを示すこと。

また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

(2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、引き続き地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

3 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民負担の軽減等

(1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。

(2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

(3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府において、十分調整して対応すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、国は、県及び関係市町に説明・協議する場を設けること。

Ⅲ 北朝鮮の核実験や弾道ミサイル発射などの不法な行為への対応

島根県は、日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係にあり、北朝鮮の不法な行為は大きな脅威となっているため、国として、北朝鮮の核実験や弾道ミサイル発射などに対して厳重な抗議を行うこと。

また、国連やG7などの場を通じて、北朝鮮が不法な行為を行わないよう、国際社会に強く訴えること。

Ⅳ (独) 国際協力機構 (JICA) の研修機能の円滑な移転

政府関係機関移転基本方針で決定された(独)国際協力機構(JICA)の研修機能の海士町への一部移転について、地域の活性化につながるよう、今後とも地元と十分調整しながら円滑に進めること。

島根県 提案・要望事項(財務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 平成29年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや、地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引き上げや歳出特別枠の維持により、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 地方法人課税の見直しにあたっては、引き続き地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないように適切に配慮すること。
- (3) 地方間で格差が生じないように、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人税の交付税原資化にあたっては、偏在是正により生じる財源を活用して地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、地方交付税の算定については財政力の弱い団体に配慮した方法とすること。
- (4) 臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (5) 国土強靱化を着実に推進するため、緊急防災・減災事業の平成29年度以降の恒久化、対象事業の拡大など、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
- (6) 道路や河川等の公共土木施設や農林水産関連基盤施設などの長寿命化に向け、点検・修繕・更新を適切かつ確実に進めるため、引き続き、これらの地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。
- (7) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

(1) 平成28年度予算に計上された地方創生推進交付金については、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

(2) 平成28年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

3 地方分権改革の推進

地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

II 消費税の引上げに伴う影響への対応

1 消費税10%への引上げを行う際には、地域経済への影響に十分配慮した対策を講じること。

2 消費税の引上げに伴い拡充される地方消費税については、引き続き、地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。

- 3 消費税率の10%への引上げの際の軽減税率導入にあたっては、減収分を代替税財源等により確実に措置するなど、地方の社会保障財源に影響を与えないようにすること。
- 4 医療機関の控除対象外消費税の取扱いについては、消費税の引上げ時期にかかわらず、医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から抜本的に見直すこと。

Ⅲ 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるにあたっては、今後の医療費の増嵩に耐えうる持続可能な制度とするとともに、特に財政基盤の弱い団体に対しては重点的な財政支援の措置を講じること。

また、全国で2,000億円規模とされている財政安定化基金について、大幅な給付費増等に対応するため、更なる規模の拡大を行うこと。

Ⅳ 小中学校の少人数学級編制の推進

「次世代の学校・地域創生プラン」を推進するための重要な施策として、生活・学習両面において、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導の充実を図る観点から、小中学校のすべての学年に35人学級編制を導入すること。

島根県 提案・要望事項(文部科学省関係)

I 学校教育における竹島の指導

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題を積極的に取り扱われるよう取組みを強めること。

また、平成26年に中学校及び高等学校の学習指導要領解説の一部が改訂され、竹島問題に関する記載が充実されたところであるが、次期学習指導要領においても竹島問題を取り上げること。

II 学校における教育体制の充実

- 1 「次世代の学校・地域創生プラン」を推進するための重要な施策として、生活・学習両面において、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導の充実を図る観点から、小中学校のすべての学年に35人学級編制を導入すること。
- 2 小中学校における特別支援教育を充実するため、通級指導教室及び特別支援学級に係る教職員定数を改善するとともに、通常学級における発達障がい等の児童生徒へのきめ細かな指導の充実に向けた教員定数の加配措置を行うこと。
- 3 教育の機会均等や進路保障の観点から、中山間地域の教育環境を確保するため、1学年1学級又は2学級の小規模高校に対する教員定数の加配措置を行うこと。
- 4 現在、学校司書は12学級以上の規模を有する高校に定数配置されているが、12学級未満の高校、特別支援学校及び小中学校にも定数で措置すること。

Ⅲ 家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障

- 1 貧困による教育格差の解消を目的とした教員定数の加配措置を大幅に拡充すること。
- 2 高校教育段階における教育費負担を軽減する観点から、低所得者世帯を対象とした奨学のための給付金制度の更なる充実を図ること。
- 3 地域で行う学習支援に対する財政支援を拡充すること。

Ⅳ 大学によるへき地医療支援の促進

過疎地域における医師不足の改善が図られるよう、厚生労働省と連携し、大学によるへき地医療支援体制を強化すること。

- (1) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。
- (2) 若手医師が医学部・大学病院において、教育・研究活動に従事でき、地域医療を担うことのできる環境を整備するために、医師等の処遇や勤務環境の改善、機能強化が図れるよう十分な財政支援を行うこと。

Ⅴ 世界文化遺産の保全管理の充実

世界文化遺産に登録された全国16件の資産の保全と、我が国の文化財保護全体の充実を図るために、新たな法律の制定や文化財保護法の改正などその方策を検討すること。

Ⅵ 国立三瓶青少年交流の家の国営存続

中国地方における青少年の交流や体験活動の拠点施設である国立三瓶青少年交流の家について、国営で存続させること。

島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

I 少子化対策・子育て支援の充実

1 子ども・子育て支援新制度における施策の充実

- (1) 消費税の引き上げ延期にかかわらず、子ども・子育て支援新制度が安定的に実施され、また、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の「量の拡充」と「質の改善」が確実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。
- (2) 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育料のような基本的な制度については、国において軽減に向けた制度の拡充を図ること。
- (3) 待機児童が発生している要因の一つである保育士不足を解消するため、保育士に係る給与の抜本的改善、配置基準の見直し、人材確保支援の充実を行うこと。また、事務職員、栄養士の配置を促進するための財源措置の充実を図ること。
- (4) 放課後児童クラブにおいて従事する放課後児童支援員について、新たに認定資格研修の受講が義務付けられたが、人材の確保が困難な地域における放課後児童クラブの運営に支障が生じないように、従事経験年数などの受講要件の弾力化や経過措置期間の延長を図ること。

2 未婚・晩婚化対策の推進

未婚・晩婚化対策を推進するため、地域の実情にあった効果的な取り組みが行えるように、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。

3 子どもの医療費負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費のような基本的なサービスについては、地域によって自己負担が大きく異ならないよう、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。

4 不妊治療支援対策の充実

不妊に悩む方が安心して治療を受けられるようにするために、特定不妊治療に係る所得制限の緩和や医療保険適用対象の拡大など更なる支援措置を講じること。

また、一般不妊治療についても医療保険適用対象の拡大を図るとともに、男性不妊について早期治療の有効性等の知識の普及・啓発等の取組みを推進すること。

5 仕事と子育ての両立支援

出産や育児による離職を減らし、出産後も仕事を続けることができるよう、経営の厳しい小規模事業者等が行う従業員の円滑な育児休業の取得や職場復帰の促進の取組みへの支援について、助成金の支給要件の緩和等さらなる支援を充実すること。

II 医療対策の充実

1 地域医療介護総合確保基金

- (1) 高齢者の増加や医療従事者の偏在により地域医療は危機的な状況であることから、医療従事者の確保対策や在宅医療の推進など地域医療の提供体制を整備するための取組みに必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 離島や中山間地域では、在宅医療を含む地域医療体制の整備や医療従事者の確保が重要な課題となっており、基金の配分にあたっては、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備に重点化することなく、こうした都道府県の実情に応じた配分を行うこと。
- (3) 基金事業を円滑に実施するため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額の配分を確保するとともに、内示時期を前年度中に早めるなど、基金の配分に係る仕組みを見直すこと。

- (4) 訪問診療の困難な周辺部に住む高齢者の住まい対策やドクターヘリの活用など、地域の実情に応じた様々な取組みに基金が柔軟に活用できるよう見直すこと。

2 地域医療構想

- (1) 2025年に向けた医療・介護のあり方や地域医療構想の策定の意義について、国民や関係機関に十分説明し、理解を得ること。
- (2) 地域医療構想で示す2025年の必要病床数は、国が示す一定の仮定の下での試算値であり、今後関係者が地域の実情に応じた課題や対応策を議論していくこととなるため、国は、その課題の解決等に向け、柔軟な制度運用や幅広い支援策を検討すること。

3 がん対策の推進

- (1) 地方におけるがん医療提供機関確保のために、がん診療連携拠点病院の指定要件については、人口規模や地理的条件など地域の実態に即した基準とすること。
- (2) がん診療に携わる医療従事者すべてが、がんと診断された時から患者が抱える様々な苦痛をより深く理解し、十分なコミュニケーションのもとで医療を提供できるよう、患者視点を盛り込んだ専門教育の推進を図ること。
- (3) がん対策の推進にあたっては、事業所における従業員の検診受診環境の整備や、治療と就労の両立支援の推進など、事業所の役割を強化すること。
- (4) 患者の経済的負担の軽減のため、がんの先進的な医療や在宅療養にかかる薬剤や医療機器等について、医療保険の適用となる対象の拡充に引き続き努めること。

4 医師・看護職員確保対策の推進

- (1) 医師不足が深刻な地方の病院や、産科・外科など不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。

- ① 平成30年度に開始される新たな専門医制度においては、都市部の病院に研修医が集中することが懸念されることから、医師の地域偏在・診療科偏在につながらないように、国が責任をもって研修定員の設定を行うなど必要な措置を講じること。
 - ② 若手医師が地域の医療機関や医師が不足する診療科において、充実した研修が受けられるよう病院の研修環境や指導体制の充実を図ること。
 - ③ 産科・外科などにおける医療事故の患者や家族の早期救済のため、現在分娩に関連した産科医療補償制度のみである無過失補償制度を拡充すること。
 - ④ 女性医師の出産・育児による離職防止、復職の促進に向け、仕事と育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労環境の整備・充実を図ること。
- (2) 看護職員の勤務環境の改善や処遇改善について、夜勤負担の軽減や適切な給与水準が実現されるよう、実効性のある施策の充実に取り組むとともに、人材養成・離職防止・再就業促進等の取組みへの財政支援の一層の充実を行うこと。
- (3) 地域包括ケアシステムの担い手として、その業務範囲が拡大する過疎地の公立・公的病院について、医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、財源支援措置の充実を図ること。
- (4) 勤務医や看護職員の業務負担軽減のため、コンビニ受診の抑制やかかりつけ医の普及啓発など、医療機関の適切な利用方法などについて、引き続き国民への広報・啓発を強化すること。

5 ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬での措置を拡充するとともに、介護報酬において措置すること。
- (2) 医療・介護情報連携ネットワークを全国規模で展開できるシステム環境を早期に整備するため、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムの規格や規程等について統一の基準を早急に示すこと。

6 医療提供体制推進事業費補助金

- (1) 医療提供体制推進事業費補助金については、年々交付率が低下してきており、都道府県の超過負担が大きく生じていることから、いずれの事業においてもその実績に応じた補助を行うこと。
- (2) ドクターヘリ運航委託費の補助は全国一律・一定となっているが、運行実績は都道府県により大きく異なることから、地域の実情を考慮し、運航実績に応じた補助を行うこと。

Ⅲ 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の責任主体となるに当たっては、将来に向かって持続可能な制度となるよう、次の対応を行うこと。

- (1) 今後の医療費の増嵩に耐えうる制度とするとともに、特に財政基盤の弱い団体に対しては重点的な財政支援の措置を講じること。
また、全国で2,000億円規模とされている財政安定化基金について、大幅な給付費増等に対応するため、更なる規模の拡大を行うこと。
- (2) 事業費納付金の額の決定等財政運営の基本となる事項については、政省令やガイドラインなどに具体的に明記すること。
- (3) 新制度が円滑に実施できるよう、早急に詳細な工程表や検討課題を示すとともに、必要な予算措置を行うこと。

IV 介護保険制度の充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護保険制度が持続可能で安定した制度となるよう、今後の制度改正においては、介護保険財政における保険料と国・地方の負担割合の見直しを行うとともに、中山間地域や離島を抱える地域や、高齢化率が高い地域などの実情を踏まえた制度となるよう、以下のとおり必要な改善を図ること。

- (1) 高齢化率とりわけ後期高齢者割合が高い地域は、保険料が高く介護保険財政も厳しいため、国の調整交付金の算定方法の見直しによりその負担を軽減すること。
- (2) 離島・中山間地域においては、介護サービス提供の効率が悪く、事業所も小規模にならざるを得ないため、介護報酬の更なる上乘せ及び公費負担による対応を図ること。
- (3) 介護サービスに従事する介護職員や看護職員等の人材確保や定着のため、引き続き介護報酬の改定を通じて処遇改善を図るとともに、若者の就労促進に向けた介護職のイメージアップや介護職場の環境改善を進める対策を講じること。
- (4) 地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を担う地域包括支援センターについては、人員体制の強化、職員研修の充実など、機能強化に向けて十分な財政支援を行うこと。

V 福祉サービス提供体制の充実

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算の確保

障がい者等の「住まいの場」としてのグループホーム整備や「日中活動の場」としての通所事業所整備に必要となる「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」について、地域の実情に応じた計画的な施設整備に必要な予算確保を図ること。

2 発達障がい者への支援体制の充実

発達障害者支援法の改正を踏まえ、発達障がい者に対し、障がい特性に応じた切れ目のない支援の一層の充実を図ること。

- (1) 発達障がい者が、身近な地域においてできるだけ早期に適切な診断や診療が受けられるよう、国において専門医の養成や確保を行うこと。
- (2) 支援の中核となる発達障害者支援センターの人員体制の充実などに必要な財源措置を講じること。
- (3) 障がい者手帳を取得している発達障がい者が一部にとどまっていることから、障がい者手帳をより取得しやすい仕組みとすること。

VI 原子力発電所の防災対策の強化

原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難が迅速かつ安全にできるよう、特に以下の点について、関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整・支援を行うこと。

- (1) 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
- (2) 要支援者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保
- (3) 避難退域時検査（スクリーニング）及び避難所や救護所等で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
- (4) 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- (5) 要支援者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
- (6) 地理的に即時避難が容易でない要支援者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保に対する財政支援

(7) 原子力災害拠点病院等に対する財政支援制度の創設

(8) 安定ヨウ素剤の予防服用体制充実に当たっての副作用・誤飲に関する補償制度の創設

VII 消費税の引上げに伴う影響への対応

医療機関の控除対象外消費税の取扱いについては、消費税の引上げ時期にかかわらず、医療機関の経営に影響が生じないように、地域医療確保の観点から抜本的に見直すこと。

VIII 上水道事業統合後の旧簡易水道事業に係る国庫補助事業の継続

上水道事業統合後の旧簡易水道事業に対し、従前のサービス水準が維持できるように、統合のメリットが出にくい地域の実情も踏まえ、統合前と同様の支援を継続すること。

IX 若者の雇用対策の推進

産業振興を図る上で、人材の確保、とりわけ企業の将来を担う若年層の確保・育成が重要であることから、ものづくり産業や建設産業、福祉関連産業など地域における人手不足の産業分野を中心に、若者と企業とのミスマッチ防止や早期離職の解消に向けた取組みが進むよう、既存の支援制度の要件緩和や若者の雇用対策の充実を図ること。

島根県 提案・要望事項(農林水産省関係)

I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に係る対策等

「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく施策について、必要な予算を長期にわたり安定的に確保し、国の責任において適宜情報提供を行いつつ万全の対策を講じること。

特に、中山間地域等については、引き続き、その実情に配慮しながら対策を進めること。

II 農林水産業の経営安定や発展のための施策の充実強化

1 農業の経営安定や競争力強化に必要な施策の充実

今後の施策の展開に当たっては、中山間地域等地域の実情を反映した柔軟な制度設計・運用となるよう、以下のとおり措置すること。

(1) 米政策及び経営所得安定対策等の見直し

① 需要に応じた米生産が行われ、需給と価格の安定が図られるよう、国が責任を持って米の需給改善に必要な対策を講じること。

また、平成30年以降の米の需給調整や生産のあるべき姿、それまでの具体的な方策や道筋を示すこと。

② 農業者が、今後の明確な経営計画を立てられるよう、「水田活用の直接支払交付金」や「産地交付金」の十分な予算を確保し、安定的・継続的な制度とすること。

③ 新たに検討されている収入保険制度の導入については、地域の実態を踏まえ、農家経営全体をカバーできる万全なセーフティーネットとなるように制度を構築すること。

(2) 農業の担い手確保対策の充実

- ① 園芸産地の世代交代と新たな担い手の育成確保を図るため、強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業などの施設整備や生産支援に対する予算を確保するとともに、地域の実態に即した柔軟な制度となるよう、補助対象の拡充を図ること。
- ② 青年の就農直後の経営安定を図るため、農業次世代人材投資事業の予算を確保するとともに、親元就農の場合の土地所有の要件を利用権設定に緩和すること。
- ③ 農村地域での人口定住と担い手の育成確保を図るため、農業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する仕組み「半農半X」の実践者を新たな担い手として位置づけ、農業次世代人材投資事業に準じた支援を実施すること。

(3) 畜産業への支援強化

- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業をはじめとした畜産・酪農経営安定対策への十分な予算確保と畜産情勢を踏まえた適切な安定対策を講じること。
- ② 畜産経営体の生産基盤強化及び収益力向上のため、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）や強い農業づくり交付金などの予算について今後も継続して十分に確保すること。

(4) 農地中間管理事業の推進

農地集積を円滑に進めるため、中山間地域等条件不利地域の農地を引き受ける担い手に対する支援について今後も継続して、十分な予算を確保すること。

また、農地中間管理事業と連動して実施する「農地耕作条件改善事業」の十分な予算を確保すること。

(5) 日本型直接支払制度の推進

- ① 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための活動を支援する本制度の展開は地域政策として極めて重要であることから、十分な予算を確保すること。
- ② 多面的機能支払については、活動組織が取り組みやすくなるよう、活動組織の広域化支援の拡充など制度の充実を図ること。
- ③ 規模拡大やコスト削減に限界がある中山間地域等において、農地保全や集落の維持・活性化につながるよう、交付単価の減額算定を廃止するなど中山間地域等直接支払制度の充実を図ること。
- ④ 環境保全型農業直接支払交付金については、農業者等の取組みに影響が生じないように、十分な予算を確保すること。

(6) 6次産業化の推進

小規模事業者が多い中山間地域等において、市町村が中心となり地域の6次産業化を着実かつ継続的に推進することができるよう、事務手続きの簡素化や事業内容の拡充など「6次産業化ネットワーク活動交付金」の制度を見直すこと。

2 森林・林業・木材産業への支援

(1) 産業振興と環境保全を両立させる循環型林業の確立を地域活性化の重要課題と位置づけ、木材価格が低迷する中で森林所有者の経営意欲を喚起できるよう支援措置を充実すること。

- ① 林業を成長産業とし、主伐による原木増産、作業道の整備、木材産業の強化、特用林産対策等を総合的に進めていくため、次世代林業基盤づくり交付金や合板・製材生産性強化対策事業における交付対象を拡充し、必要な予算を確保すること。
- ② 循環型林業を進めるうえで必要な再植林・間伐などに要する経費が負担となっているため、現行制度を大幅に見直し、森林所有者負担や県負担の軽減を図るとともに予算を確保すること。

- (2) 地球温暖化対策のための森林環境税（仮称）等の新たな仕組みを早期に導入し、税の使途に森林整備と木材利用の推進を位置づけ、森林・林業対策の重点的な実施のための制度を創設すること。
- (3) 優秀な林業技術者を確保するため、農林大学校（林業科）の教育の充実や高性能林業機械の整備などに対する支援制度を創設すること。
- また、農林大学校等の学生が安心して研修に専念するための「緑の青年就業準備給付金」については、学生が増加傾向にあることを踏まえ、十分な予算を確保すること。
- (4) 林業公社の経営安定化に対する支援措置を充実すること。
- ① 日本政策金融公庫資金の既往債務に対する元利金返済負担軽減措置を実施し、併せて森林整備活性化資金の融資対象の拡大を行うこと。
 - ② 長伐期化に伴う分収契約の変更等を円滑に実施するため、税制度の整備や補助制度の拡充を行うこと。
 - ③ 林業公社への支援に対する財政支援制度を拡充すること。

3 漁業経営対策の充実

漁業経営の安定化や漁船の更新、担い手の漁船取得が円滑に進められるよう、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（浜の担い手漁船リース緊急事業）」の予算措置を平成29年度以降も十分に行うこと。

Ⅲ 農林水産業の振興や集落の維持等に必要な基盤の整備

1 農林水産公共予算の確保及び制度の拡充

(1) 農林水産業の生産を支え、地方創生、国土強靱化等を進めるうえで重要な役割を担っている基盤整備事業について、必要な予算を長期にわたり当初予算で確保すること。

特に、農林水産関係の基盤整備や防災対策等を進めるうえで重要な次の事業を実施する「農山漁村地域整備交付金」について、予算の充実及び制度の拡充を行うこと。

- ① 中山間地域等の条件整備を進める中山間地域総合整備事業
- ② 林業の成長産業化に不可欠な林道事業
- ③ 山地災害の未然防止対策等を行う治山事業
- ④ 漁業生産の効率化や漁村の防災対策等を推進する漁港漁村事業

(2) 「中山間地域所得向上支援対策」について、今後も安定的に事業が実施できるよう、引き続き十分な予算を確保すること。

2 農林水産関連基盤施設の長寿命化対策に係る制度・予算及び財政措置の拡充強化

県土全域が特殊土壌地帯である島根県において、県土の強靱性を確保することにより、災害に強い安全で安心な農山漁村の暮らしを実現し、農林水産業の生産基盤を維持・強化するために、老朽化した農林水産関連基盤施設の長寿命化対策に係る制度・予算及び地方負担分に対する財政措置の充実強化を行うこと。

3 「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の延長

平成28年度末で失効する「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の延長を行い、国土の保全と農林業の振興を図ること。

IV 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等

- 1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- 2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 4 我が国と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、排他的経済水域内における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと。
- 5 平成25年度補正予算において基金化された韓国・中国等外国漁船操業対策事業について、今後も安定的に事業が実施できるよう、平成29年度以降も十分な予算措置を行うこと。

V 中山間地域等における「小さな拠点づくり」への支援

「小さな拠点づくり」については、離島・中山間地域など条件不利地域の実情を踏まえ、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組むことができるよう、十分な予算額の確保を図ること。

VI 農業・食品産業技術総合研究機構大田研究拠点の拡充

政府関係機関移転基本方針で決定された国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センター大田研究拠点における畜産分野の研究体制の強化について、地域の活性化につながるよう、今後とも地元と十分調整しながら円滑に進めること。

島根県 提案・要望事項(経済産業省関係)

I 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

(1) 原子力発電所の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

(2) 島根原子力発電所の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分について、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組みを加速させること。

また、使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が前面に立って取り組むこと。

2 原子力防災対策

「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画(原子力災害対策編)の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化について、関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。

(1) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難が迅速かつ安全にできるよう、避難道路の早急な整備及び支援の拡充を行うこと。

(2) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

3 電源立地地域に対する財政措置

(1) 原子力発電施設については、廃止が決定された後も原子力安全・防災対策など行政の財政負担が引き続き生じること、また、立地自治体の経済、雇用、財政等への影響への考慮が必要であることから、電源三法交付金・補助金については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度とすること。

- (2) 新たに創設された補助金や増額された交付金については、原子力発電所の廃止措置期間中における立地自治体の財政に影響を及ぼすことがないよう、対象事業や交付金額・期間に十分に配慮したものとすること。
- (3) 電源三法交付金については、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間中における「みなし規定」の見直しにより交付水準が低下したが、原子力発電所の立地に伴う財政需要に配慮し、十分な交付水準を確保すること。
- (4) 原子力発電所の長期停止による地域経済の停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するため、新たな交付金を創設すること。

II 地域の経済情勢への対応

- 1 消費税10%への引上げを行う際には、地域経済への影響に十分配慮した対策を講じること。
また、価格転嫁が適正になされるよう対策を講じること。
- 2 経済と雇用の中心的な担い手である中小企業の存続に向け、事業承継に向けた支援の強化を図ること。
- 3 依然として厳しい経営状況にある地域の中小企業の資金繰りに支障を来さないように、セーフティネット保証5号の対象業種や対象要件を拡充するなど金融セーフティネットの機能維持に万全を期すこと。
- 4 地域の日常生活に不可欠な買い物やサービスなどの機能を確保するため、地域商業等を維持・継続するための施策を充実すること。

III 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

再生可能エネルギー導入促進と省エネルギー推進の取組みを加速するための仕組みや支援などの施策を明らかにし、必要な財政措置を講じること。

島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

I 地方の社会資本の整備推進

県民の安全・安心の確保や個性あふれる地方の創生に向けて、必要な社会資本整備を進めることができるよう、予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に以下の事項について整備・施策の推進を図ること。

1 地方が実施する事業の推進

地域の生活に欠かせない道路や下水道等の整備、住民の安全・安心を確保するための土砂災害対策や河川改修、道路斜面の落石対策等が着実に進むよう、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金などの予算を十分確保し、必要な事業が多く残された地方に重点配分すること。

土砂災害警戒区域等の指定は、危険箇所を住民へ周知する最善の方法であり、調査が着実に実施できるよう補助率を引き上げるとともに、地方負担分を起債の対象とするなど、必要な財政支援を図ること。

また、公共土木施設の長寿命化への取組みについて、国庫補助事業の適用範囲の拡大や地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。

さらに、地籍調査や空き家対策について、予算の重点配分を行うこと。

2 高速道路をはじめとする地方の道路整備の推進

(1) 高速道路や地域の生活に欠かせない道路など地方に必要な道路整備が今後も着実に進められるよう、予算を十分確保し、高速道路の供用率や一般道路の改良率が低く、早期に整備が必要な地域に重点的に配分すること。

また、暫定2車線区間を含めた高速道路の安全性の向上のための効果的な対策を推進すること。

(2) 地方に安定した雇用の場が確保されるよう産業を振興するとともに、大規模災害時の代替性を確保し、住民の安全・安心を守るため、全国のミッシングリンクの整備事業費を確保し、2020年までに山陰道全線の完成を図ること。

① 事業中区間の早期完成を図るために必要な予算を配分すること。

② 未事業化区間の早期事業化を図ること。

特に「益田～萩間」は、優先区間の小浜～田万川間について、速やかに「計画段階評価」を終えて、平成29年度に新規事業化すること。

(3) 地方において、観光振興や地域経済の発展には、高速道路の活用は不可欠であるが、ETC割引率の見直しによって、物流コストの増加や観光客の減少等がみられるため、地方の高速道路の割引縮小の影響を分析し、地域の実情に応じた料金施策を講じること。

3 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の推進

(1) 斐伊川・神戸川治水事業について、大橋川の狭窄部拡幅や堤防整備などの改修を推進するとともに、中海湖岸堤防の整備も着実に進めること。また、本事業に関連する県管理河川の整備が着実に進められるよう、予算を重点的に配分すること。

(2) ダム事業については、流域住民の安全・安心を早期に確保するため、必要な予算を配分すること。

① 波積ダムについては、本体工事の早期着手に向けて、必要な予算を配分すること。

② 矢原川ダムについては、建設事業を着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。

4 国際物流拠点浜田港における物流機能の強化

日本海側拠点港である浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、次の事項について整備の推進を図ること。

(1) 高速道路ネットワークと直結する「臨港道路福井4号線」の平成29年度完成に向けて、整備を推進すること。

(2) 荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、「新北防波堤」の早期完成に向けて、整備を推進すること。

Ⅱ 地方交通への支援

1 羽田空港発着枠の地方航空路線への優先配分

地方航空路線の充実を図り、産業振興や定住促進など地方の活性化を進めるためには、羽田空港発着枠の見直し配分等において地方航空路線への配慮を行うこと。

- (1) 国内航空路線・国際線の発着枠見直し配分に際しては、地方航空路線へ優先配分すること。
- (2) 特に、代替高速交通機関が未整備である地域に対しては、特別な配慮をすること。

2 地方航空路線の維持・拡充

地方航空路線は、地方創生を進める上で極めて重要であり、産業振興や定住促進など地方の活性化を図るため、地域が取り組む地方航空路線の維持・拡充対策に対して、国の支援を行うこと。

- (1) 地域が一体となって取り組む地方路線の維持・拡充のための対策について、「地方航空路線活性化プログラム」による実証調査も踏まえ、新たな支援制度を創設すること。
- (2) 地方航空路線の休止・減便等は、地方経済に大きな影響を及ぼすことから、航空会社から国への届出前に、地方自治体と航空会社が十分に協議できるよう事前協議制度を設けること。

3 離島航路の維持

離島振興法第12条に基づく、人の往来に要する費用の低廉化を推進するため、離島住民や観光客の移動に不可欠な離島航路の運賃引き下げに係る支援を行うこと。

4 地域交通の確保

日常生活を支える地域公共交通を確保するための支援を拡充強化すること。

5 高速鉄道網の整備促進

北陸新幹線の今後の整備の進捗なども踏まえ、高速鉄道網の整備に向けた具体的な取組みを加速化するとともに、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

Ⅲ 地域の実情に応じた地域連携支援策の推進

- 1 「連携中枢都市圏」制度において、全国一律の人口規模等の基準ではなく、地域の実情に応じ産業・生活拠点機能の向上に取り組む複数の地方都市等を一括して指定すること。
- 2 離島や中山間地域などで、実際に産業振興や医療・介護サービス提供等を推進していくためには、相対的に行政の果たす役割が大きく、その役割を担っている小規模自治体の財政基盤充実は重要であることから、地域の実情に応じた幅広い支援を行うこと。
- 3 「小さな拠点づくり」については、離島・中山間地域など条件不利地域の実情を踏まえ、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組むことができるよう、十分な予算額の確保を図ること。

Ⅳ 離島地域への支援

1 離島振興法に基づく支援制度の拡充

離島振興法に基づく施策を円滑に実施できるよう支援制度の充実を図るとともに、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算額の確保を図ること。

特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大と弾力的な運用など、制度を拡充強化すること。

2 有人国境離島地域への支援

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、離島航路・航空路の運賃等の引き下げや生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減、雇用機会の拡充や産業の振興など、地域社会の維持を図るための特別の支援措置を講じるとともに、国において十分な財政措置を行うこと。

特に、離島航路は、有人国境離島にとって本土における国道や鉄道と同様、重要な交通手段であり、運賃等を本土の交通路線並みに引き下げることなど、新たな財政措置を速やかに講じること。

V 海上監視体制の充実強化

- 1 我が国の排他的経済水域内等における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 2 島根県は離島や長い海岸線を有しており、県民が安心して暮らすことができるよう、巡視船の増隻や船舶の大型化など海上での監視取締りの強化、関係機関との連携強化等、海上監視体制の充実を図ること。
- 3 離島という地理的状况を考慮し、隠岐海上保安署体制の充実・強化を図ること。

VI 活火山の監視・観測体制の強化

火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。

VII 湖沼環境保全施策の推進

- 1 宍道湖、中海は汽水湖特有の複雑な水質形成過程を有しており、汚濁メカニズムの解明は容易でない。
このため、アオコ、水草等が異常発生している原因を究明するために必要な調査等を行うこと。
- 2 アオコ、水草等の発生時には、速やかに回収、処理などの適切な対策を講じること。

VIII 地方の国際観光の振興

2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人、地方部での外国人延べ宿泊者数7,000万人泊という新たな目標に向けて、引き続き、各地域の魅力ある観光資源を活かし、訪日外国人を地方へ促す取組みを、国としても一層強化すること。

- (1) 広域観光周遊ルート形成計画を効果的かつ円滑に実施できるよう、事業実施主体であるDMOの組織運営に対する支援措置を講じること。
- (2) 外国人受入れ環境整備への継続的な支援

島根県 提案・要望事項(環境省関係)

I 海岸漂着物対策の推進

- 1 海岸漂着物処理推進法に定める海岸漂着物対策を推進するための必要な事業費の確保や地方負担の廃止など、国における財政措置の充実を図ること。
- 2 海岸漂着物について、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原因究明と対策を強く要請すること。

II 隠岐ユネスコ世界ジオパークへの支援

隠岐ユネスコ世界ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、国立公園内における施設整備等を進めるとともに、平成27年度に創設された国立公園整備事業交付金制度の支援対象を拡充し、所要額を確保すること。

III 「国立公園満喫プロジェクト」に選定された大山隠岐国立公園への支援

「国立公園満喫プロジェクト」に選定された大山隠岐国立公園が、世界水準の「ナショナルパーク」となるよう、国の直轄事業の拡充と、国立公園整備事業交付金制度の充実など国の財政支援の強化を図ること。また、大山隠岐国立公園を訪れるインバウンド利用者を増加させるため、国による海外向け情報発信の強化を図ること。

IV 微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染への対応

- 1 微小粒子状物質 (PM2.5) による健康影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。
- 2 「注意喚起のための暫定的な指針」が示されたところであるが、予報・予測精度の一層の改善を図り、的確な注意喚起が実施できるようにすること。

V 湖沼環境保全施策の推進

宍道湖、中海は汽水湖特有の複雑な水質形成過程を有しており、汚濁メカニズムの解明は容易でない。

このため、アオコ、水草等が異常発生している原因を究明するために必要な調査等を行うこと。

VI 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

地球温暖化防止の観点から、再生可能エネルギー及び省エネルギー推進のための施策を充実すること。

VII 高濃度PCB廃棄物等の処理

高濃度PCB廃棄物の処理期限の1年前倒しや、使用中の高濃度PCB含有電気機器の使用期限など、8月に施行された改正PCB特別措置法の内容について、国において効果的な広報を実施すること。

また、報告徴収、立入検査、行政代執行等の権限が都道府県等に付与されたが、これらに係る経費について、地方負担が生ずることのないように財政支援の仕組みを確実に講じること。

VIII 地域住民の安全・安心の確保に配慮したツキノワグマ保護管理の見直し

ツキノワグマについては、県内で目撃件数が増加しており、市街地でも多数目撃されるなど、地域住民の不安が高まっている。来年9月に期限を迎える西中国山地におけるツキノワグマの捕獲禁止措置については、現在の生息頭数や生息域のほか、人里での出没増加や人身被害・農作物被害の発生状況等を踏まえ、地域住民の安全・安心の確保に配慮した十分な検討を行うこと。

Ⅸ 原子力発電所の安全対策の強化等【原子力規制委員会】

1 原子力安全対策

(1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。

(2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所2号機の安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。

また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

(3) 原子力規制委員会は、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うとともに、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

また、放射性廃棄物の取扱基準等の確立について早急に方針を示すこと。

(4) 原子力発電所の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。

また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

(5) 昨年6月に明らかとなった島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について、中国電力が実施する再発防止対策が実効的な対策となるよう確認し、早期の改善が図られるよう徹底した指導、監督を行うこと。

また、再発防止対策の確認状況について、必要に応じ関係自治体等に説明すること。

更に、問題となったモルタル充填固化体の管理及び処分が適切に行われるよう、関係者に対して適切に指導、監督を行うこと。

2 原子力防災対策

(1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。

- ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
- ② 避難行動要支援者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保と、それに必要な自衛隊などの実動組織とバス事業者など民間事業者との協力体制の確立
- ③ 避難退域時検査（スクリーニング）及び避難所や救護所等で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
- ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- ⑤ 要支援者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
- ⑥ 原子力災害拠点病院等に対する財政支援制度の創設
- ⑦ 安定ヨウ素剤の予防服用体制充実に当たっての副作用・誤飲に関する補償制度の創設

(2) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要支援者の避難が迅速かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。

- ① 地理的に即時避難が容易でない要支援者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保
- ② 消防団員等防災業務関係者の活動に必要な資機材及び備蓄品の整備
- ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
- ④ モニタリングや避難退域時検査（スクリーニング）で必要となる資機材の配置
- ⑤ 住民等の安全かつ円滑な避難を確保するための交通安全施設の整備

- (3) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策、食料備蓄などによる機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な通信環境及び資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (4) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

島根県 提案・要望事項(防衛省関係)

I 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達等

(1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域の実態調査を早期に実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにするとともに、被害の解消に向けた具体的な取組みを示すこと。

また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

(2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、引き続き地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

3 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民負担の軽減等

(1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。

(2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

(3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府において、十分調整して対応すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、国、県及び関係市町で協議する場を引き続き設けること。

II 自衛隊輸送機の新規導入及び機種変更に伴う基地周辺対策の充実・強化

航空自衛隊美保基地において、新たに配備される陸上自衛隊輸送ヘリコプターCH-47やC-1輸送機に代わり配備されるC-2輸送機の導入にあたっては、安全運航に万全を期すとともに、低空での飛行経路に位置する地元自治体については、「特定防衛施設関連市町村」としての指定も含め、生活環境の整備と地域振興など周辺対策を充実・強化すること。

III 隠岐における分屯地の設置など自衛隊配備体制の充実

1 隠岐島は、国境離島として、我が国の国境管理や安全保障、海洋資源の確保という国家的な役割を担っている。

平素から、海上保安庁を中心として、海上の警戒監視活動が行われているところであるが、北朝鮮情勢が一段と緊迫する中、隠岐島に分屯地を配備するなど、万が一の不測の事態に対処できる体制を整備すること。

2 日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状况、さらには、原子力発電所が立地する島根県の事情等を考慮し、県内において、出雲駐屯地をはじめ自衛隊の配備体制の充実を図ることや、日本海側の警戒態勢の強化に向けた自衛隊艦船の寄港回数を増加させること。

